

令和3年6月期 船舶局無線従事者証明の新規訓練の実施

総務省

電波法(昭和25年法律第131号)第48条の2第2項第1号の訓練について、以下のとおり実施します。

- 1 訓練の実施期日及び時間
令和3年6月2日(水)から同年6月4日(金)までの3日間、毎日午前9時から午後4時まで。
- 2 訓練の実施場所
〒185-8795 東京都国分寺市泉町2-11-16 総務省情報通信政策研究所
- 3 申請書の受付期間及び来庁時の受付時間
 - (1) 受付期間
令和3年3月17日(水)から同年4月16日(金)まで。
なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和3年4月16日(金)までの消印があるものに限り、受け付けます。
 - (2) 来庁時の受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時までを除きます。)
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。
- 4 申請書の提出先
申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出してください。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
関東総合通信局	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
信越総合通信局	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6F
東海総合通信局	〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4F
中国総合通信局	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36
四国総合通信局	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
九州総合通信局	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区5F

- 5 その他
 - (1) 訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがあります。
 - (2) 証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手をちょう付した返信用封筒を添えてください。
 - (3) 申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円です。
 - (4) この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円です(別途交付する納付書により申請書を提出した総合通信局あて納付してください。)